

大阪府総務部契約局建設工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）第69条及び大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号。以下「企業財務規則」という。）第55条の規定に基づき、総務部契約局長（以下「契約局長」という。）が行う建設工事検査の実施について必要な事項を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行及び工事の品質確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 知事又は財務規則別表第1及び企業財務規則別表第1の上欄に掲げる者で、契約に関する事務を委任された契約局長又は予算執行機関の長等をいう。
- (2) 発注機関の長 建設工事を発注する本庁部局長又は予算執行機関の長等をいう。
- (3) 監督職員 請負契約（以下「契約」という。）の適正な履行の確保に必要な監督を行うため、発注機関の長が指定した職員をいう。ただし、監督職員を置かない場合は、担当課長補佐、担当（総括）主査又は担当職員とする。
- (4) 検査員 契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため、契約局長が指定した職員をいい、原則主査級以上の職階の職員とする。
- (5) 副検査員 検査員の指揮監督を受けて検査業務の補助的な業務を行ない、契約局長が指定した職員をいう。
- (6) 完成検査 契約について給付の完了を確認するための検査
- (7) 指定部分完成検査 設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査
- (8) 出来高検査 契約について給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分の確認をするための検査
- (9) 中間検査 契約について給付の完了後では確認できない、又は完了時では容易に修補のできない部分及び性能等の確認を給付の完了前に行う検査
- (10) 清算検査 契約が解除された場合において行う既済部分の確認をするための検査
- (11) 技術検査 工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資するための検査で、完成検査、指定部分完成検査及び中間検査時に併せて行う。
- (12) 検査 第6号から前号までの検査をいう。

(直接検査と指定検査)

第3条 検査は、契約局長がその所属職員を指定して行う検査（以下「直接検査」という。）及び契約局長が財務規則第69条第1項及び企業財務規則第55条第1項により、発注機関の職員を検査員に指定して行う検査（以下「指定検査」という。）とする。

2 直接検査と指定検査の検査区分は、別表に定めるとおりとする。ただし、契約局長が必要と認めるときは、同表の検査区分にかかわらず、検査員を指定することができる。

(検査員の服務等)

第4条 検査員は、検査の実施に当たってこの要領に定めるほか、財務規則又は企業財務規則その他の関係規程に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

- 2 検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 3 検査員は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(検査の実施依頼)

第5条 発注機関の長は、契約局長に契約の締結を請求したもの又は検査時の契約金額が250万円を超えるものが次の各号のいずれかに該当する場合は、契約局長に対して検査の実施を依頼するものとする。

- (1) 契約の相手方（以下「受注者」という。）から契約について給付の完了（指定した部分の完了を含む。）の通知があったとき。
 - (2) 受注者から建設工事の既済部分につき、検査の請求があった場合で、監督職員において出来高を確認し、その請求を適当と認めるとき。
 - (3) 中間検査をする必要があるとき。
 - (4) 契約が解除された場合。
- 2 前項第1号の給付の完了の通知について、監督職員において工事の完了の確認及び検査に要する竣工図等の図書の整備の確認がなされていない場合は、発注機関の長は、その通知を受理してはならない。

(検査員の指定)

第6条 発注機関の長は、年度当初に指定検査員予定者名簿（以下「名簿」という。）を契約局長に送付するものとする。ただし、建設工事を常に発注しない所属にあつては、検査依頼の前に提出することができるものとする。

- 2 契約局長は、指定検査として実施する場合は、原則として当該建設工事の監督職員以外で監督職員の所属するグループ以外の職員を前項の名簿の中から、検査員指名書（様式第1号）により検査員に指定するものとする。

(検査の実施通知)

第7条 契約局長は、検査員を指定した上、検査依頼のあった発注機関の長にあらかじめ検査員氏名、検査の日時及び場所を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた発注機関の長は、受注者又はその代理人に、あらかじめ検査の日時及び場所を通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査は、受注者又はその代理人及び当該検査に係る建設工事の監督職員の立会いのもとに行うものとする。

(検査の実施)

第9条 検査は、契約局長が別に定める大阪府総務部契約局建設工事検査の技術的基準（以下「工事検査の技術的基準」という。）に基づき、契約ごとに個別に、現地に行うものとし、建設工事の目的物について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- 2 契約書、仕様書等において、部分払いの対象として指定された「製造工場等にある工場製品」の出来高検査にあつては、前項の技術的基準に基づき、机上で確認することができるものとする。
- 3 検査員は、工事検査の技術的基準に基づき検査を網羅的に行つたことを明らかにする検査記録書（様式第1号の2）を作成するものとする。

(検査調書の作成等)

第10条 検査員は、検査を完了したときは、直ちに検査調書を作成し、契約局長の決裁を受けた後、契約担当者へ送付するものとする。

- 2 契約担当者は、完成検査又は指定部分完成検査に係る前項の検査調書の送付を受けたときは、速やかに、その結果を検査合格書（様式第2号）により受注者に通知しなければならない。

(軽微な不備の修補指示)

- 第11条 検査員は、完成検査又は指定部分完成検査において、建設工事の完成を確認した場合で、工事目的物の使用に影響を与えない程度の軽微な不備を認めるときは、検査指示書(様式第3号)により受注者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。
- 2 前項の指示を行った検査員は、監督職員から修補完了の確認をしたことの報告を受けるものとする。

(手直しの指示)

- 第12条 検査員は、完成検査、指定部分完成検査又は中間検査の結果、工事目的物が設計図書等に適合しておらず、修補が必要と認める場合は、その修補内容を契約担当者に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた契約担当者は、手直し通知書(様式第4号)により受注者に対して修補を指示するものとする。
- 3 前項の修補が完了した場合、契約担当者は、受注者に対して手直し完了報告書(様式第5号)を提出させるものとし、同報告書の提出があったときは、契約担当者はその旨を発注機関の長に連絡するものとする。
- 4 前項の連絡があった場合、発注機関の長は、修補の完了を確認した後、速やかに、契約局長に対して手直し箇所の実施を依頼するものとする。
- 5 第7条から前条までの規定は、前項の手直し箇所の検査について準用する。この場合において、これらの規定中「検査」とあるのは、「手直し箇所の検査」と読み替えるものとする。

(工事成績の評定)

- 第13条 検査員は、検査時の契約金額が250万円を超える建設工事に係る完成検査を行ったときは、契約局長が別に定める大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領により成績評定を行うものとする。

(細則)

- 第14条 この要領に定めるもののほか、契約局長が所管する建設工事の契約に係る検査に関し必要な事項は、契約局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

2 第9条第3項の規定は、指定検査にあつては平成23年11月1日以後に検査するものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 別表の規定は、平成24年度に限り、環境農林水産部の検査については、同表中3,000万円とあるのは2,000万円と読み替えて適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年7月30日から施行する。

2 第11条の規定は、令和2年4月1日より前に締結された契約については、不備とあるのは瑕疵と読み替えて適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

検査種類	検査区分	
	指定検査	直接検査
・完成検査 ・指定部分完成検査 ・中間検査	契約金額250万円を超え 3,000万円以下のもの ※	契約金額3,000万円を超える もの
・清算検査	—	契約金額250万円を超えるもの ※
・出来高検査	契約金額250万円を超えるもの ※	—

※：契約局長の契約締結案件で、契約金額250万円以下のものを含む。